

# 保健だより

令和5年 県立和歌山高校



新年度が始まりました。和歌山高校がみなさんの活躍の場となるように応援して、元気に学校生活を送ることができるように、心や体の健康面からサポートをしていきたいと思えます。

保健主事は小島先生、特別支援コーディネーターは山田先生、そして保健室は松田です。どうぞよろしくお願いいたします。

## 《学校医、スクールカウンセラーの紹介》

|            |         |              |
|------------|---------|--------------|
| 内科         | 米田 泰幸先生 | 米田医院         |
| 内科         | 進藤 直子先生 | しんどうなおこクリニック |
| 歯科         | 今福 光世先生 | 松本歯科         |
| 眼科         | 仲河 正博先生 | 仲河眼科         |
| 薬剤師        | 武田 千晴先生 | のぞみ薬局        |
| スクールカウンセラー | 土居美由記先生 |              |

スクールカウンセラーの相談日は、日程が決まりましたらお知らせします。



## 《検診日程》

定期健康診断を実施します。欠席や遅刻・早退等で受けなかった場合、各自で医療機関を受診してもらうことになる場合（自費）がありますので、必ず学校で受けてください。

| 日時       | 項目         | 対象者            | 時間・場所                                  |
|----------|------------|----------------|--|
| 4月13日(木) | 心電図検査      | 1年生<br>半袖体操服持参 | 8:45～ 総合表現教室<br>(男子更衣:会議室、女子更衣:第3音楽室)  |
| 4月18日(火) | 身体測定       | 全学年            | 3・4限 各検査場所                             |
| 4月20日(木) | 胸部エックス線検査  | 1年生<br>半袖体操服持参 | 8:50～ 玄関前検診車<br>(男子更衣:会議室、女子更衣:総合表現教室) |
| 4月21日(金) | 眼科検診       | 全学年            | 13:10～ 会議室                             |
| 4月24日(月) | 内科検診       | 3年生            | 13:10～<br>男子→小会議室、女子→会議室               |
| 4月25日(火) | 尿検査一次      | 全学年            | 朝のSHRで担任に提出                            |
| 4月26日(水) | 尿検査一次(予備日) | 前日の未提出者        |  |
| 4月27日(木) | 歯科検診       | 3年生            | 13:00～ 会議室                             |

健康に過ごすために、毎朝の健康観察は大切です。配付している健康観察カードを利用する等、御家庭でも、体調等をチェックして、生徒達を登校させてください。

## 《学校感染症について》

\*次の学校感染症については『学校保健安全法』に基づき出席停止扱いとなります。

インフルエンザ※、百日咳、麻疹（はしか）、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核、髄膜炎菌性髄膜炎、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症

- 学校感染症と診断を受けた場合は、担任に連絡をしてください。
- 治癒後は主治医に「**学校感染症証明書**」を記入してもらい登校時に提出してください。  
なお、インフルエンザ※については、「**インフルエンザ罹患申出書**」に保護者が記入の上、医療機関等からの診療報酬領収書及び処方薬説明書等の写しを添えて提出してください。
- 「入学案内」に「学校感染症証明書」、「インフルエンザ罹患申出書」がありますので、必要に応じて（コピー等して）お使いください。

## 《日本スポーツ振興センターについて》

\*加入者は、学校管理下（授業中、休憩時間、登下校中、部活動等）で発生した事故等によって医療機関を受診した場合、医療費総額が5,000円（健康保険証を使った際の本人負担分が1,500円）以上の場合に災害給付申請の対象になります。必ず担任、部活動顧問の先生を通じて保健室まで連絡してください。申請手続きに必要な書類を配付します。



## 保健室の利用について

### ① 応急手当について

- 保健室は、ケガや体調不良時の応急手当です。学校でのケガで医療機関に行くまでの、また、行く必要のない範囲での応急手当で、継続的な手当は出来ません。

### ② 保健室来室について

- 保健室は、健康診断・応急手当・健康相談等を行う場所です。
- 緊急の場合以外は、**休憩時間**を利用するようにしてください。
- 授業中に来室する場合は、授業担当の先生もしくは、担任の先生等に必ず伝えてから来室してください。
- 保健室でスマートフォン等の使用はできません。また、**休養する際は、スマートフォンを預かります。**化粧等も落としてもらいます。
- 飲食禁止です。
- 保健室での休養は基本的に1時間です。経過観察を行った上で、その後の判断をします。
- 基本的に6限目は、緊急の場合以外利用できません。帰る等の対応になります。
- 授業中の利用の際は、**退室時「保健室利用連絡票」を渡します。**それを授業担当の先生または、担任に必ず渡してください。

### ③ 薬について

内服薬はありません。  
必要な人は、各自で準備し管理してください。

